「農業振興地域整備計画の変更案」に対する意見の内容とこれに対する本町の考え方について

番号	意見の内容	本町の考え方
１※	今回の早島町の農業振興地域整備計画における土地利用計画案について意見を述べる。 現在、農振農用地域に指定されている早島町南部の約７０ｈａの土地は、一部の早島町職員や大規模に農業を営む営農者のものではない。 農振農用地域に指定されている早島町南部の約７０ｈａの土地は、地権者の財産であり、早島町民のかけがえのない宝である。 現在、農振農用地域の指定により、早島町民のかけがえのない宝は封印されている。これは大問題である。即、農振農用地域の指定を解除し、早島駅、久々原駅、早島町役場を中心とした子供から高齢者まで、住みやすい地域に変更し、早島町のマスタープランに位置づけるべきである。このことにより、より豊かな早島町のまちづくりに貢献できると考える。 農業振興地域制度に関するガイドラインの　第１６の２の(４)の④に関して、「早島農業振興地域整備計画」の見直しに向けたアンケート調査報告書（令和６年１０月早島町）の P45-P51 を見れば明らかなように、農振農用地区域に係る民意は、農振農用地の継続に反対である。農振農用地（農振農用地域内農地）を普通のたんぼ（農振農用地域外農地）に変更して欲しいという要望について、早島町としては不適当であると判断しているので、「その旨及びその理由について当該要望を行った土地所有者等に十分に説明した上で、変更案の作成を行うこと」を実施しないことは違法行為であり、法律を遵守し民意を聞いた上で実施しないといけない。 よって、農振農用地域に指定されている早島町南部の約７０ｈａの土地は、農振農用地域（農振農用地域内農地）から、農振農用地域外農地（通常の農地）へ変更することを強く求める。	この度の農業振興地域整備計画の見直しに先立ち、令和６年３月に農用地利用計画中農用地区域内の全農地所有者様、耕作者様を対象として開催いたしました説明会においてご説明させていただきましたとおり、農業振興地域の整備に関する法律において農用地区域に設定する土地の要件が定められており、当該要件を満たすと判断される土地は農用地区域に設定されることになります。 ご意見中の農業振興地域制度に関するガイドライン第１６の２の(４)の④は、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更を行うに当たり、留意することが適当と考えられる事項中「その他の留意事項」の一つであり、「④農用地利用計画の変更案の作成に先立ち、土地所有者等から農用地区域への編入、農用地区域からの除外又は用途区分の変更についての要望を受け付けている場合で、当該要望が不適当であると判断した場合には、その旨及びその理由について当該要望を行った土地所有者等に十分に説明した上で、変更案の作成を行うこと。」と規定されております。 本町といたしましては上述の説明会の開催により、当該事項に留意したうえで農用地利用計画の変更案を作成させていただいており、違法性はないと認識しております。 農業振興地域制度は、総合的に農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、国内の農業生産の基盤である農用地等の確保を図るための基本となる制度でございますので、制度の趣旨をご理解くださいますようお願い申し上げます。 一方で令和６年１０月に公表いたしました「「早島農業振興地域整備計画」の見直しに向けたアンケート調査報告書」のとおり、本町において農業振興地域制度を導入すること自体に関し否定的なご意見も複数いただいておりますことも事実でございます。町全体のまちづくりに関するご意見として承り、関

		係部署と共有し、今後のまちづくりの方向性の意思決定のための検討材料とさせていただきます。

※番号１と同意見（一言一句同じ内容）：２４件

「農業振興地域整備計画の変更案」に対する意見の内容とこれに対する本町の考え方について

番号	意見の内容	本町の考え方
２６	新しい町づくりを目指して JR 早島駅南には近隣に類を見ない広大でまとまった優良農用地が残されている。早島町の将来を展望したとき、この好条件に恵まれた用地をいかに活用するかで早島町の将来を一変させる、と断言しても過言でない。 現在は農用地で開発には制約があるが、町役場を中心に町民の英知を結集し将来を見据えた早島町発展に繋がる新しい町づくり計画を早急に作成する。 計画実現に向けて町民一丸となり一大運動を展開することになれば農用地問題も自ずから解決に向かう。 当該地権者の農振解除機運が高まっている今がまさにその時である。 さらには早島町内の JR 線の高架化を実現し、早島町の一体的な発展を図る。 早島駅の利用客拡大で快速マリンライナーもすべて停車が期待できる。 用地利用計画（例） 1　教育関係施設 中四国を視野に入れたインターナショナルスクール等の誘致 2　医療関係施設 3　先端技術関連施設 4　優良宅地 早島町全体の町づくりの一環として位置づけ、快適な居住空間を創造、既存の町民の移住等も容易にする。 既存の居住環境の改善にも役立てる。	本町のまちづくりの方向性に関するご意見につきましては、関係部署と共有し、今後のまちづくり全体の方向性の意思決定のための検討材料とさせていただきます。

「農業振興地域整備計画の変更案」に対する意見の内容とこれに対する本町の考え方について

番号	意見の内容	本町の考え方
２７	○　本計画の主旨は国の政策に依拠するものであり、それに一々異議を唱えるつもりはありませんが、岡山市や倉敷市などの大規模（広面積・人口多・産業構造の多様性等）な市町村ならばまだしも、早島町のように極小規模な基礎自治体が国の政策に準拠して（いい方はよくないが国のひな型をコピペして）、町の計画（政策）とすること自体に無理があるのではないかと以前の地域計画を読み感じ始めていましたが、本計画を読み改めてそれを実感しました。 ○　これは農業政策以外の計画（施策）についても同様のことが言えそうですが、殊に農業政策については、国のいう大規模化や効率化等の実現を町の農業振興地域に当てはめて実現しようとするには、大いに無理があるのではないかと思います。 ○　こうした問題意識のもと本計画を読むと、いわば「結論ありき」で結論（国施策・農業振興地域の継続）に見合う方向性で農地・農業をとらえ、同じく結論に相応しい用語を書き連ねている感が否めません。結論ありき＝尤もらしい言葉が並びますから、理論上の体裁は整いますが、その実、具体性に欠け掴みどころのない計画と言う印象を受けます。いうならば本計画を実現する具体的方法・手段（過程）と計画後をイメージすることができず、また、計画達成後の早島町における農業の姿もイメージできません。 もとより行政計画なので曖昧な表現を用いることは常套的な手段としても、本計画を仮に基本計画とするならば、その実行計画にあたる部分が示されていないので、目的概念は理解し得るも実体概念を掴めないというのが率直な感想です。誠に失礼ながら町行政自身が具体案を	農業振興地域整備計画はおおむね１０年後を見据えた計画であり、法律上、都道府県により農業振興地域の指定を受けた市町村は当該計画を策定しなければなりません。また当該計画の性格はいわゆるマスタープランであり、これを実現するため、それぞれ必要な個別計画が策定され、事業が実施されるものであります。 ご意見のとおり、本町においてもマスタープランの実現に向け、具体的な方法・手段を構築し、実行することが重要であると認識しておりますので、各個別計画についても農福連携や農業法人の参入、観光農園なども視野に入れつつ、定期的な見直しにより、深化を図ってまいります。 農業振興地域制度を導入すること自体の是非については、本町のまちづくり全体の方向性に関するご意見でございますので、関係部署と共有し、今後のまちづくり全体の方向性の意思決定のための検討材料とさせていただきます。

	もっていない（考えあぐねている）のではないか？いわば「苦肉の策」として練り上げた計画ではないかと勘繰りたくもなります。 ○　例えば、第７の兼業農家に注目し「地域全体の雇用機会の拡大を図る等（中略）地域住民が定住し得る環境・条件を整備することで、農業従事者の安定的な就業機会の確保を図る」（第７－１）としている点はいいアイデアだと首肯する一方で、その具体的な方策（第７－２）は「地元雇用機会の拡大による就業の場の確保が必要」「工業・商業など既存産業の維持発展を図りつつ地場産業への就業を促進」「加工品づくり等による６次産業の推進」などのあるべき論が並ぶだけで、ではそれをどうやって実現するのか、その方法・手順（段取り）については何も触れられていません。 もとよりその詳細までを本計画に盛り込むべきか否かについては意見の分かれようところですが、かかる点を裏付ける計画なり政策等が別途存在するのかと問えばどうやらそれは見当たらず、点と点が散在するだけで線にも面にもなっていない。失礼ながら「計画にとりあえず（落ち着きやすいことを）書いておき、後はその時に（その時の担当者が）考える」ような印象を与えてしまいます。 ○　そもそもの大前提として早島町における農業振興地域を継続するための屋台骨ともいえる大規模化に向けた「農地利用の集積・集約」（第３－３）、「生産規模の拡大や担い手への農地利用の集積・集約化による効率的・安定的な経営」（第４－１－(1)）、「農作業の省力化、効率化」（第５－１）と言う場合、大げさに言えば下前潟全体を１つの田にまとめるほどの規模（それ以上の規模）で効率化を図らなければその効果は限定的だと思います。一方で現実には水路や道路があるので１つの田を最大化（広面積化）したとしても 10 以上に区分けせざるを得ません。 ○　さらに現状のように地域内に田・畑（畑の中でも野菜や果物等々）	

	が無作為に存在していては一層効率性を損ないます。先の「地域計画」やそれ以前の説明会（ゆるびの舎 or 中央公民館）にもあったように、今後、稲作以外の効率のいい作物への転作を進め、（名前は忘れましたが）〇〇農家？に耕作を委託する、あるいは集団営農？を行うのであれば、下前潟地区内に田んぼエリア、畑エリア等に区分しまとめなければ、現状のように田畑が点在しているようでは効率化は図れないと思いますが、先の地域計画においても本計画にもそのような方向性さえ示されていません。 〇　話を戻して、冒頭のように早島町のような極小規模な自治体が国の施策に準拠した計画（政策）を策定すること自体に無理があるのではないかとの前提に立ったうえで、本計画の方向（目的）が「食料自給率の確保」「自然環境保全」（第３－１）等を標榜するいわば国家的な政策であるならば、本来は市町村（基礎自治体）単位ではなく岡山県が県南地域や県全域などを視野に広域自治体単位で全体像を示すべきなのだろうなと思います。岡山県内地域の〇〇は農業振興地域ゾーン、□□は住宅ゾーン、◇◇は商業ゾーンなどのすみ分けをして市町村を跨いだ構想をつくり、それを各市町村の計画に落とし込むような調整があって然るべきではないか、そもそも各基礎自治体単位で策定させること自体に無理があるにではないかと、今回の計画を読んでそれを実感しました。もっとも、かと言って県に気概も力量もあるようには思えませんけれども。 〇　以上のことから、国の政策に依拠した早島町の農業政策には限界があること、そもそも町単位で計画を策定することの非合理性、限界を指摘してきたところです。いわば早島町の身の丈に合った独自の農業政策（計画）を検討すべきではないかと考えます。 なお、この場合、仮に早島町における現在の農業政策が農業振興地域の存在を前提として成り立っているのであれば、そもそものところで	

	農業振興地のあり方自体を含めて検討すべき時期が来ているのかもしれません。闇雲に農業振興地域を否定するつもりはなく、国家レベル（巨視的）ではその有用性も大いにあろうかと思いますが、早島町におけるそれ（微視的）はというと、先の意見に依る限り政策的にも現実的にも無理（ゆがみ）が生じているのではないかと思います。 一方でその難しさ、特に国の補助金等を得られなくなることによる町の財政的デメリットも重々承知をしています。しかしながら、（当該補助金額の詳細を知りませんので具体的な検討はできんせんが）その代償として町民が負担することになるであろう種々のコストを鑑みれば決して看過することはできません。なお、その代替策は農業から視野を広げて検討すべきだろうと思います。 ○　ここまでやや上を見上げた意見になっていますが、その他本計画（案）について以下のとおり意見（質問）をします。 　＊通常計画には計画の実行期間が書かれていると思いますが、本計画にはそれが見当たりません。なぜでしょうか？「無期限」に有効な計画と言う意味でしょうか？どのような意図があるのでしょうか？ ＊以前に何かのアンケートで書いた記憶がありますが、一口に農業といえども農福連携や企業の研究農場、観光農園などさまざまなスタイルがあると思います。単純に農業＝農家ととらえず上記のような農業も可能となる計画になれば、農業（政策）の幅（選択肢）が広がるのではないかと思います。 　以上です。不躾な文言も多々あり失礼の段は平にお許しください。地域内に農地を有する者の意見として受け取っていただければありがたく存じます。	

「農業振興地域整備計画の変更案」に対する意見の内容とこれに対する本町の考え方について

番号	意見の内容	本町の考え方
２８	・約 20 年前、市街化調整区域から農業振興地域へ変更したもの ・目的は水路整備の為にしたものの、現状ほとんど水路整備は進んでいない（農業振興も含む） ・地権者については高齢化に伴い農業をすることは難しいか今後困難になっていくもの。 以上により市街化区地域へ変更か、最低限以前の状況（市街化調整地域）に戻す必要ありと思料するもの	農業振興地域の指定以降、実績の乏しい水路整備事業については、この度の農業振興地域整備計画の見直しを契機として、スピード感をもって計画的な水路整備を進めてまいりますので、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。 また全国的な課題である農業者の高齢化・担い手不足対策については、地域計画に基づき、本町農業の維持に向けて関係機関一体となって取り組んでまいります。 農業振興地域の市街化区域編入など本町のまちづくり全体の方向性に関するご意見につきましては、関係部署と共有し、今後のまちづくり全体の方向性の意思決定のための検討材料とさせていただきます。 なお、現状の農業振興地域の全域が市街化調整区域でありますこと申し添えます。